令和6年度決算に基づく射水市公営企業の資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である営業収益 の額に対する割合で表したもので、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本市では、水道事業、下水道事業、病院事業が対象となります。

資金不足額 資金不足比率(%) 事業の規模

※ 資金の不足額…法適用の会計では、流動負債が流動資産を超えた場合のその額 法非適用の会計では、実質赤字の額

令和6年度決算においては、水道事業、下水道事業及び病院事業のすべてにおいて で資金不足は発生しませんでした。

今後とも、一層の経営健全化を図ってまいります。

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	_	20. 0
下水道事業会計	_	20. 0
病院事業会計	_	20. 0

[※] 資金不足比率の「一%」は、各会計で資金の不足がないことを表しています。※ 経営健全化基準とは・・・「イエローカード」に当たるもので、この基準以上である場合には自主的な改善努力が義務付けられ、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化に取り組まなければなりません。